

住宅の新築・増改築支援します！

河北町持家住宅促進事業費補助金制度について

河北町は、町民の居住環境の整備と町内建築関連業界の振興及び雇用の拡大による景気浮揚を図ることを目的として、地元の業者を利用し、建物の新築や増改築等を行う場合に補助金を交付します。(この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。)

□補助金が受けられる条件

■町内で自ら所有し、居住する住宅の建築工事、リフォーム等工事を行うこと

※店舗併用住宅の場合は住宅部分のみ対象

※住宅1戸につき年度内各1回限りとする

※以下の単独の工事については補助対象外とする

①カーポート・車庫・物置の新設(ただし、住宅工事と併せて行うもので、『確認申請を提出したもの』を新設する場合は補助対象)

②宅地造成を目的とした擁壁工事(境界ブロックも同様)

③駐車場の整地(コンクリート、アスファルト等)

(融雪機能を有する設備設置にかかる整地の場合は補助対象)

④雨水排水用の側溝工事、上下水道設備の配管のみの工事

※下記3)～5)リフォーム等工事において、町・県協調分については、付属建築物(車庫、物置、門、塀等)に係る工事費及びエアコン、暖房機器、エコキュート等の購入経費は補助対象外(令和8年度～)

■申請時点で工事が未着工であること

■各年度の2月末日までに実績報告書の提出ができること(期日厳守)

■町内建築事業者(※)と契約し、建築工事等を行うこと

※河北町商工会または河北町建設総合組合に加入している町内の事業者に限る

■町税等の滞納のないこと



□補助対象工事費 建築工事 1件当たり50万円以上の工事費

□補助金交付額 (予算がなくなり次第受付終了)

工事区分	世帯要件	町単独分	町・県協調分
1)新築工事	要件なし	補助率:工事費の5%	補助率:—
2)増改築工事		上限:50万円	上限:—
3)リフォーム等工事	移住・新婚 子育て世帯※1	補助率:工事費の5% 上限:50万円	補助率:工事費の1/3 上限:30万円 ※2
4)リフォーム等工事 (工事費300万円以下)	要件なし	補助率:— 上限:—	補助率:工事費の20% 上限:24万円 ※2
5)リフォーム等工事 (工事費300万円超)	要件なし	補助率: (工事費-300万円)×5% 上限:26万円	補助率:工事費の20% 上限:24万円 ※2

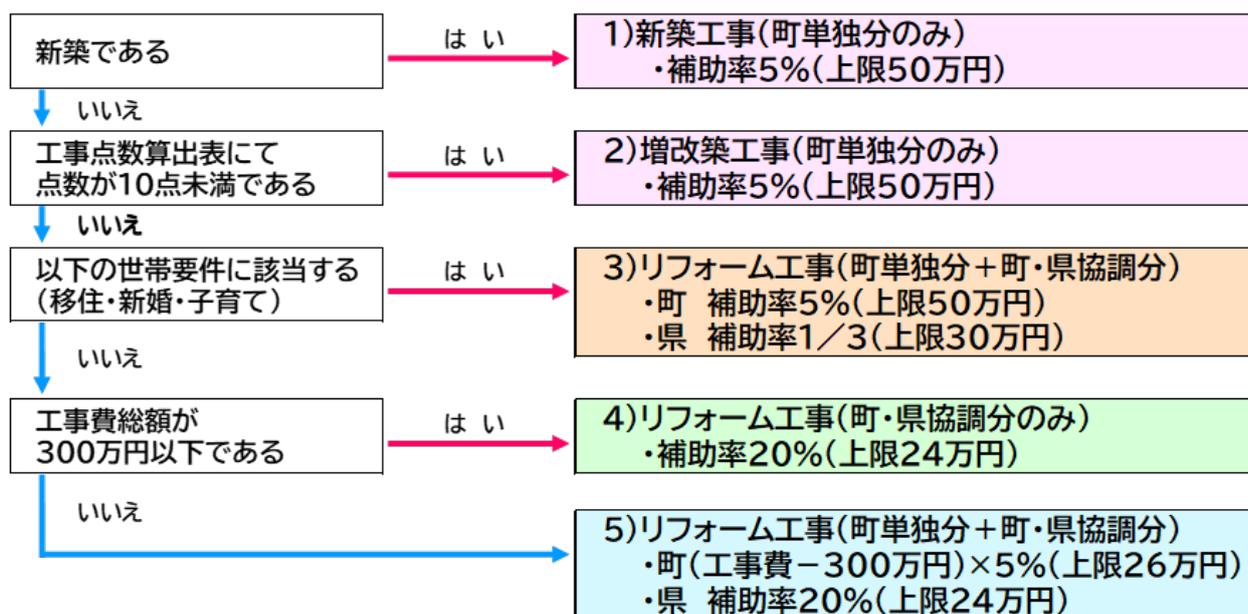
※1 移住世帯:令和3年4月1日以降に県外から町内に移住した世帯員がいる世帯

新婚世帯:申請日において婚姻した日から5年以内である世帯

子育て世帯:平成20年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯

※2 3)～5)リフォーム等工事において、町・県協調分については、付属建築物等(車庫、物置、門、塀等)に係る工事費及びエアコン、暖房機器、エコキュート等の設備機器本体の購入経費は補助対象外(R8～)

持家住宅促進事業費補助金 フローチャート



□町・県協調分の要件

- ①やまぽっかりノベ（一定の性能基準以上の断熱サッシや断熱材を設置など）
- ②バリアフリー化（脱衣所と浴室間の段差解消、手すりの設置など）
- ③克雪化（雪止め等の設置、融雪設備の設置など）
- ④県産材使用（一定量以上の県産木材を使った工事）

□水害対策及び豪雪対策にかかる住宅改修工事への補助

①高床式住宅(水害対策)

対象となる住宅: **洪水浸水想定区域内**で、**礎部の高さが地盤から1.5m**を超える住宅
または**既存地盤から1.0m以上盛土**された住宅

②耐雪式住宅(豪雪対策)

対象となる住宅: **1.2m以上の積雪荷重**(1㎡あたり360kg)に対し、
安全な構造を有する住宅(※構造計算書等で確認できる住宅)

●補助交付額(上記の補助金交付額に加算)

上記住宅を新築又は上記の住宅に改修する場合、**工事費の5% 上限:20万円**

③住宅の2階以上の部分に独立した住宅機能を有する設備を増築する工事(水害対策)

対象となる設備: **風呂、トイレ、台所等の水回り関連設備**

●補助交付額(上記の補助金交付額に加算)

上記住宅を新築又は上記の住宅に改修する場合、**工事費の5% 上限:10万円**

□問い合わせ・申し込み先

■ご希望の方は河北町役場 都市整備課 管理係

Tel0237-73-2114(直通)にお問い合わせください。